

令和4年2月定例教育委員会 会議録

令和4年2月18日（金）

粕屋町役場 防災会議室

○出席委員	西村 久朝	教育長
	青木 政広	委員（職務代理）
	舎川 真理	委員
	長 順子	委員
	青木 知香	委員
○欠席委員	なし	
○傍聴人	なし	
○事務局	新宅 信久	社会教育課長
	中原 一雄	学校給食共同調理場所長
	神近 秀敏	子ども未来課長
	中村 隆	学校教育課指導主事
	早川 良一	学校教育課長（書記）
	西垣 彰博	（歴史資料館）
	杉野 喜代美	（図書館）

1. 教育長あいさつ

- ・新型コロナウイルス感染症対策の現状等

2. 教育長の報告事項

<管内教育長会 リモート>

- ・令和4年度若年教員研修の変更に係る留意点について
- ・令和4年度福岡教育事務所課題研修について
- ・令和4年度新規採用教職員辞令交付式について
- ・令和4年度性暴力対策アドバイザー派遣事業について
- ・令和4年度学校支援について
- ・オンライン通信「こころざし」テスト配信について
- ・特別支援教育アドバイザーの活用について
- ・令和3年度道德教育に関する実態調査の結果
- ・令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果
- ・令和3年度家庭教育を支援する社会教育主事派遣事業の進捗について

＜福岡地区不祥事防止対策推進委員会＞

- 1 館内不祥事等の状況について
- 2 自家用車等を使用して通勤する教育職員に対するアルコール検査の実施について

＜粕屋地区教育長会＞年度末・始めの予定

- 3月12日（金）中学校卒業式 10時開式 （略礼服の着用）
3月16日（火）幼稚園卒園式 10：00～
17日（木）小学校卒業式 9：30 開式 （略礼服の着用）
25日（金）町内校長会 7：30 各学校における内示
12：00 迄 苦情処理受付 14：00 事務所へ切
31日（木）教職員離任式 11：00 （サンレイクかすや さくらホール予定）
4月 1日（金）教職員赴任式 14：30 初任者含（サンレイクかすや さくらホール予定）
8日（金）中学校入学式 10：00～（9：30 までに受付、入場）
12日（火）小学校入学式 10：00～
13日（水）幼稚園入園式 10：00～

3. 審議事項

{法令関係}

学校給食共同調理場所管関係（規則廃止1件、改正1件、新規要綱制定1件）

- ①「粕屋町学校給食共同調理場管理運営規則」を廃止する教育委員会規則について
- ②「粕屋町学校給食共同調理場運営委員会規則」の一部を改正する教育委員会規則について
- ③「粕屋町学校給食共同調理場献立委員会設置要綱」の教育委員会要綱の制定について

（青木委員）

中原所長説明をお願いします

（中原給食センター所長）

別冊資料1をお願いいたします。

給食センターからは3件あります。まず、1ページをお願いいたします。

議案 粕屋町学校給食共同調理場管理運営規則を廃止する教育委員会規則についてです。粕屋町学校給食共同調理場管理運営規則を廃止したいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由としましては、令和4年度からの学校給食費の公会計化に伴い、令和3年9月に町長部局の方で、学校給食費条例及び条例施行規則を整備したことにより、廃止

する必要があるためです。この規則は令和4年4月1日より施行します。2ページに改正文を載せております。まとめて行います。3ページをお願いいたします。

議案 粕屋町学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する教育委員会規則についてです。粕屋町学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正したいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由としましては、令和4年度からの学校給食費の公会計化に伴い、運営委員会事業の見直しが必要となるため改正するものです。この規則は令和4年4月1日より施行します。4ページに改正文を、5ページに新旧対照表載せております。内容としましては、令和4年度分からは、給食費の徴収は町で行い、町の監査委員から監査を受けますので、学校給食共同調理場運営委員会としては、学校給食費の徴収は行わず、また、監査をしないので、監事を置く必要がなくなるためです。次に6ページをお願いいたします。

議案 粕屋町学校給食共同調理場献立委員会設置要綱の制定についてです。粕屋町学校給食共同調理場献立委員会設置要綱を新たに制定したいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由としましては、粕屋町学校給食共同調理場管理運営規則を廃止することに伴い、献立委員会の設置に関し、新たに規定を整備する必要があるためです。この要綱は令和4年4月1日より施行します。7ページに新規要綱の全文を載せております。内容としましては、献立委員会の設置、所掌事項等、組織及び任期、会議、庶務、委任について定めるものです。ご審議をよろしくお願いいたします。

(青木委員)

3ページの議案の学校給食共同調理場運営委員会規則は、学校給食共同調理場管理運営規則ではなく、運営委員会規則ではないでしょうか

(中原給食センター所長)

間違っています。申し訳ありません。運営委員会規則の間違いです。訂正をお願いします。

(青木委員)

ほかになれば、承認でよろしいでしょうか

(委員全員)

はい

(青木委員)

承認しました。

社会教育課所管関係（要綱改正1件、新規要綱制定2件）

④「粕屋町立図書館雑誌スポンサー制度実施要項」一部を改正する教育委員会要綱について

⑤「粕屋町未来を創る文化活動応援助成金交付要綱」の教育委員会要綱の制定について

教育委員会所管関係（新規要綱制定1件）

⑥「粕屋町学校教育・社会教育施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」
の教育委員会要綱の制定について

(青木委員)

新宅課長説明をお願いします

(新宅社会教育課長)

8 ページをお願いします。社会教育課所管関係の要綱についてご説明いたします。
改正が 1 件、新規制定が 1 件ございます。はじめに「粕屋町立図書館雑誌スポンサー制度実施要項の一部を改正する教育委員会要綱について」 でございます。提案理由は、「粕屋町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」の一部改正に伴い、本文中の引用題名を改正する必要があるためです。9 ページに新旧対照表を掲載しております。

10 ページをお願いします。「粕屋町未来を創る文化活動応援助成金交付要綱の制定について」 でございます。提案理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動の自粛等により、公演、展覧会等活動機会を失くしたまたは縮小等を余儀なくされた文化団体等が感染症対策を実施しながら再開する文化活動に対し支援を行うためです。

なお、この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。11 ページ～13 ページに要綱を載せておりますので、概要をご説明いたします。第 2 条 助成金交付対象団体は、(1) 粕屋町文化協会に加盟する文化団体又は町内に活動拠点を有し、主に町内において活動する文化団体です。(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和 2 年 2 月 26 日以降、公演や発表会、展覧会等活動機会を失した団体又は縮小等を行った団体です。第 3 条 対象となる活動は、 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底した上で実施する活動で公演、発表会、展覧会当の広く一般に公開される活動になります。第 4 条 助成金の額は、対象経費合計額の 3 分の 2 以内、10 万円を限度としております。14 ページ～19 ページに関係様式を載せております。20 ページをお願いします。

「粕屋町学校教育施設・社会教育施設における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定について」 でございます。提案理由は、粕屋町学校教育施設・社会教育施設に設置している防犯カメラの適正な運用を行うためです。この要綱は、公布の日から施行します。これまでも、学校教育施設や社会教育施設に防犯カメラを設置しておりましたが、要綱等を定めておりませんでしたので、防犯カメラの適正な運用を行うため制定いたします。21 ページ ～ 24 ページに要綱を 25 ページ、26 ページに関係様式を載せております。第 4 条に防犯カメラの適正な設置及び維持管理を図るため、管理責任者及び管理取扱者を定めております。また、管理取扱者は管理委託業者にも適用されます。
ご審議をお願いいたします

(青木委員)

ご質問はございませんか

(長委員)

防犯カメラは、建物の外についているのですか

(新宅社会教育課長)

サンレイクは建物の中についているし、ドームも中についていますが、学校施設は外向きについているのが多いと思います。

(西村教育長)

文化活動応援助成金は、これから先ずっと続くのですか

(新宅社会教育課長)

今のところは、時限で実施しようと考えています。コロナがなくなればこの要綱は廃止しようと考えています。

(青木委員)

他になれば承認ということでしょうか。

(委員全員)

はい

(青木委員)

承認されました。

{計画関係}

①「第4次粕屋町子ども読書活動推進計画」(案)について

②「阿恵官衙遺跡保存活用計画」(案)について

(青木委員)

新宅課長説明をお願いします

(新宅社会教育課長)

担当主幹の方より説明させていただきます。

(杉野主幹)

「粕屋町子ども読書推進計画」は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されたことを受け、粕屋町においても平成19年4月に第1次計画を策定しました。現在第3次計画を推進しておりますが、令和3年度で第3次の計画期間が満了となります。改訂は5年ごとに、社会情勢の変化や子どもの実態等をアンケート調査などによって把握しつつ、関係部署や団体と協議しながら行っていました。では、第4次計画の主な変更点をご説明いたします。P1～P3は国や県の動向です。P4～P10は、前計画期間中の活動状況を掲載しています。この結果から、P11・P12では第4次計画に必要な課題を、7つの視点として整理いたしました。P13、第3章「第4次子ども読書活動推進計画の基本方針」について大きな変更点がございます。第3次計画までは、①策定体制や計画の周知方法、②指標の設定の記述がありませんでした。策定委員会では特に「数値による指標があれば、次回の改訂の際にどれくらい達成したのか分かりやすくなる。ぜひ導入すべき」とのご指摘を受けましたので、関係部所や司書等とも協議しながら、指標を設定させていただきました。

また、第3次計画で「計画の柱」として4項目の重点課題を挙げておりましたが、この課題は第4次計画でも重要なものであるため、「重点課題」から「基本方針」として柱に据えた記述とすることにいたしました。P13 中段の枠囲みの中になります。P14 の7に成果指標・活動指標を掲げています。8つの項目に対し、現状値に対して目標値を設定し、今後5年間の活動指標として各分野で目標達成に向けた様々な取り組みを行っていきます。P15からの第4章では、推進のための具体的な方策を分野別に分けて、現状、課題、取り組みを掲げております。全体的には、第3次計画から第4次計画策定の5年間に、スマートフォンの普及はさらに進み、また、学校でもICT端末を活用した学習活動が始まっています。今後はICT端末からの情報と、活字からの情報を上手に組み合わせる時代になったと考え子どもの読書活動を推進していくこととしております。

以上、策定委員会では2月10日に計画の素案が了承されましたので、本日、教育委員会の承認をお諮りするものです。なお、この計画開始は、令和4年4月1日からとなります。ご審議をよろしくお願いいたします。

(青木委員)

素晴らしい計画だと思います。何ものければ、承認よろしいでしょうか。

(舎川委員)

現在、タブレットやスマホで読書ができますが、図書館では、電子図書の導入は考えていますか。

(杉野主幹)

電子図書は考えてはいますが、現在、読みたいコンテンツがあまりありません。時期が来れば、電子図書を導入したいと思います。

(長委員)

14ページの3歳児のブックスタートのところで、10か月児と比べたら下がっていますが、どのようなことが考えられますか。

(杉野主幹)

10か月は健診会場にこちらから伺いますが、3歳児は、健診の時に手紙を渡して、図書館に来て下さいと、整理券を渡しています。毎月水曜日と日曜日にお話し会を行っていますが、なかなか忙しくて、図書館に行けないのや、今は、コロナで行けないのが現状です。

(青木委員)

他にありませんか。それでは、承認します。

続きまして、阿恵官衙遺跡保存活用計画(案)について説明をお願いします。

(西垣主幹)

阿恵官衙遺跡保存活用計画(案)について説明します。阿恵官衙遺跡の恒久的な保存管理及び活用整備の基本方針を定めるため、令和2年10月1日に阿恵官衙遺跡保存活用計画策定委員会を設置し、令和2年度と3年度の2か年で、「阿恵官衙遺跡保存活用計画」の

策定を進めております。昨日、最終となる第6回目の委員会が開かれました。その際にご指摘いただいた訂正箇所をリストに記しています。また、表紙も変更しています。計画案の内容は、目次の章立てを見ながら概要をご説明します。1章から3章は、計画策定の経緯、阿恵官衙遺跡を取り巻く周辺環境、阿恵官衙遺跡の概要を記述しています。4章は阿恵官衙遺跡の本質的価値と構成要素として、次の4点を挙げています。①糟屋郡のルーツが文字資料により確認された遺跡、②官衙の移り変わりを追跡できる遺跡、③官衙の広域ネットワークを構成する遺跡、④古代の原風景を一望する遺跡。5章は現状と課題で、「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制」の4つの観点について現状と課題を整理しています。6章は大綱・基本方針で、「暮らしとともに生き続ける阿恵官衙遺跡～よみがえる糟屋郡のルーツ～」を大綱として、阿恵官衙遺跡の4つの将来像を「愛郷心を育むシンボルとしての史跡」、「身近に歴史を学べる史跡」、「人が集い、にぎわう史跡」、「まちづくりと連携した史跡」と掲げています。この大綱を軸とし、第5章で整理した課題を改善するため、「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制」の4つの観点について、7章以降具体的方法を述べています。7章は保存管理で、阿恵官衙遺跡の日常的な維持管理、災害発生時の対応などについて方針を定めています。8章は活用で、学校教育における活用、社会教育における活用、地域の暮らしとともにある活用について方向性を述べています。9章は整備で、第7章と第8章で述べた「保存管理」と「活用」の実現に向けて、史跡を保存するための整備と、活用のための整備に分けて方向性を示しています。10章は運営・体制で、史跡の保存活用を行っていくために、町の運営及び実施体制を拡充する方針をまとめています。11章は施策の実施計画の策定・実施で、計画の実施にあたって、工程計画を立てています。12章は経過観察で、施策が適切に実施されているか、定期的に経過観察を行う計画を立てています。今後の予定ですが、本計画は、令和4年4月1日から10年間を対象とします。今後は、本計画策定後、「史跡整備基本計画」及び「史跡整備設計」を行い、史跡整備を進めていく予定です。ご審議をお願いします。

(新宅社会教育課長)

補足の説明をいたします。52ページをお願いします。イメージ図を新たに掲載させていただきます。こういうイメージで景観を生かしながら公園を作っていくと計画しています。72ページに保存管理の具体的時期を、表で示しております。

(西垣主幹)

マークについてですが、章の先頭に付けているマークは、阿恵官衙遺跡の「阿」の文字をベースとして、遺跡で見つかっている政庁の建物配置が四角であることから、その建物配置を重ねています。緑色を基調としているは、九大農場の跡地であることと、史跡整備後は緑の拠点の一つとして位置付ける予定であることから、緑色を取り入れています。そして、1300年という歴史の流れをグラデーションで表しています。

(青木委員)

ご意見、ご質問等ございませんか。ありませんので、承認いたします。
以上で審議・協議事項を終わります。

4. 各課連絡・報告事項

- (1) 学校教育課 ＊3月の行事
- (2) 社会教育課 ＊3月の行事
- (3) 給食センター＊3月の行事
- (4) 子ども未来課＊3月の行事

5. 次回開催日時

3月24日(水) 15:30～ 防災会議室
昨年度 3月24日
校長へ内示 3月25日(金)

6. その他

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

教 育 長 西 村 久 朝

署名委員 青 木 政 広

署名委員 舎 川 真 理

署名委員 長 順 子

署名委員 青 木 知 香

会議録調整者 早 川 良 一
